

令和7年度第1回茨城県図書館協議会 議事録

1 開催日時等

- (1) 日 時 令和7年9月12日(金) 13:30～15:00
- (2) 会 場 茨城県立図書館 会議室1・2
- (3) 出席者 協議会委員：池内委員長、川野邊副委員長、高野委員、稲田委員
堀野辺委員、松橋委員、江尻委員
生涯学習課：増子課長、塚田課長補佐、坂庭主事
県立図書館：戸祭館長、木村副参事兼副館長兼企画管理課長、
茂木主査兼情報資料課長、鈴木主査兼館内サービス課長、
杉本主査兼普及課長、重藤情報資料課主査、矢澤館内サービス
課主査、鯉淵普及課係長、岩下企画管理課主査

2 協議会内容

(1) あいさつ等

- ・増子生涯学習課長あいさつ
- ・戸祭館長あいさつ
- ・池内委員長あいさつ
- ・川野邊副委員長あいさつ
- ・定足数報告、日程説明(進行)

(2) 報告

- ・令和6年度事業実績等について
- ・令和6年度図書館協議会協議経過報告
- ・令和7年度以降の図書館評価(指標)について

○令和6年度事業実績等について

評価指標について、図書館法第七条の三に「図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と明記されております。文部科学省の告示「公立図書館の設置及び運営上望ましい基準」では、図書館は、サービス水準向上のため適切な指標と数値目標を設定し、計画的に行うよう努めること、また、協議会の協力を得て点検評価を行い、結果を住民に公表するよう努めることが示されています。

令和6年度の実績について報告します。

1. 入館者数：令和5年度に比べ若干増加しましたが、コロナ前実績の1.5倍という目標値40万人程度には達していません。
イベント等の実施回数：昨年は75件の講座・イベントを実施し、従前に比べ増加傾向にあります。
2. 県民サービス(資料確保)：蔵書点数、視聴覚資料数ともに大幅ではありませんが、着実に増加させています。
3. 遠隔地貸出サービス：県立図書館の資料を市町村で受け取れる本サービスの利用者数は年々

伸びており、4,800件を超え浸透してきています。

4. 茨城コレクション（郷土資料）の充実：郷土資料の蔵書数は購入や寄贈により少しずつ増えており、それに伴いレファレンス（図書に関する相談業務）や郷土関係データベースの入力件数も増加しています。
5. 障害のある方へのサービス：視覚障害者サービスとして大活字本、朗読等CDの所蔵数は着実に増えています。対面朗読は昨年度、希望者が少なく計画を下回りましたが、今年度は強化する方針です。
6. 課題解決の支援：地域支援講座の参加定員に対する参加者の割合は下がりましたが、対目標達成率100%を超えています。レファレンスの実施件数及びデータベースの入力件数は、目標値には若干達していませんが、増加傾向にあります。
7. 利用者満足度：アンケート調査の結果、満足度は目標の85点に達していません。施設面の問題等が影響している状況になっております。
8. 市町村への支援：相互貸借件数は前年より減少しました。研修にかかる参加者数の割合も目標値に達していません。団体貸し出しの点数は水府学園等の教務施設への働きかけにより目標を大きく上回りました。読書会への図書貸し出しは目標に達していますが、昨年度は若干減少しています。
9. 市町村図書館からの信頼度：市町村からの信頼度は高くないまま推移しています。
10. 職員の研修：ほぼ計画通りに実施しております。

○令和6年度図書館協議会協議経過報告について

昨年度は、令和7年度から9年度までの指標について協議会よりご意見を頂戴し、これを反映した最終的な意見を決定いたしました。本運営方針に基づき策定した評価指標を基に、質の高いサービス、資料収集の強化、障害のある方への支援などを着実に推進してまいります。これにより、県民知の拠点として地域貢献と将来への支援に努めてまいりたいと考えます。

○評価指標（令和7年度～9年度）と運営方針との関連

この資料は、運営方針に対してどの評価指標が対応しているかを整理したものです。こちらは資料をご覧くださいと思います。

○評価指標（令和7年度～9年度）

「新」と記載されている評価指標は、新しい指標か一部修正されたものであり、目標が定まっております。若干指標数も増えておりますので、これらにも対応しながら、今後の図書館の運営に努めてまいります。

（事務局）

県立図書館の実績及び指標について、何かご質問やご意見はございますか。

（F委員）

昨年度までの評価指標の中の9番、市町村図書館からの信頼度についてアンケート調査で信頼度をパーセンテージで出しているということですが、具体的にどのような聞き方で信頼度

を測っているのか。

(事務局)

市町村図書館へアンケートを実施しまして数値を点数化したものになります。10項目の質問がございます。(具体的な質問項目の説明)

(F委員)

ありがとうございます。利用者の満足度も同じような理屈なのかもしれませんが、例えば「総合的に見て図書館サービスに満足していますか?」とか「図書館のサービスは信頼できますか?」という聞き方ではなく、複数の観点から尋ねたものを点数化して、その平均という形で評価を出しているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

基本的にそうです。

(F委員)

そういう評価の仕方というのはもちろん望ましいことだとは思いますが、一方で、こういう形でトータルの点数で評価が出てきた時に、その個別のサービスについて、どれが特に満足度が高く、どれが満足度が高くなかったのかというところまで、当然分析はしている方がいいでしょうし、多分図書館側ではその辺の分析もきちんとされていると思いますけど、何かその中で「なかなかこのサービスの満足度や信頼度が伸び悩んでいるけど、これについて何か効果的な改善策はないか」みたいな話も、こういう協議会の場で議論できるとすごくいいのかなと思います。それは図書館が必要に応じて議案等として出していただければと思います。

(事務局)

他に質問はございますか。

(G委員)

おはなし会というのは、良好事例だと思いますが指標に反映されていますか。

(事務局)

利用者アンケートの中の項目としてはあります。

(G委員)

このような良好事例をプラスに評価してほしい。

(B委員)

目に見えない良好な取り組み(見えない良好事例)についても、図書館評価においてプラスに評価されるようになると良いと考える。

アンケートの項目について、F委員のおっしゃった点と同様に、具体的にどのような内容でアンケートが取られているのかが気になります。また、利用者満足度の指標に関しても、どの

サービス項目で満足度が高く、逆にどの項目で低かったのかという分析の詳細を知りたいです。満足度が低かった点について、図書館側でどのような改善策や具体的な取り組みを進めていくのかを、この協議会で報告していただくと参考になります。

(3) 議事

協議 進行：池内委員長

(A委員)

生涯学習課から協議事項についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

いばらき子ども読書活動推進計画（第五次推進計画案）の資料にそってスケジュール及び概要等を説明。

(A委員)

ありがとうございました。ただいまの概要説明につきまして、ご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

(F委員)

資料「参考3」（24ページ）に示されている第五次計画の基本的方針、特にローマ数字Ⅳの「子どもの視点に立った読書活動の推進」について意見を述べます。これは国の子ども政策との関係で、子どもの意見を反映させるという点では妥当な方針です。しかし、現行の第五次計画の時点では、この推進のために具体的に何が求められるのかが明確ではありません。

今後は、単に個別の取り組みを推進するのではなく、多様な取り組み全体を通じて、子どもの視点や意見が反映されるプロセスが保障されていたかを点検する作業が必要になると考えます。子どもの意見が反映されることが保障されれば、これが今後の読書活動推進の核となり得ます。本課において、この方針をどのように具体的に整理されるのかについて期待いたします。

(B委員)

F委員の指摘された点について、私も重要視します。行政において「子どもの声を聞く」という行為が、単なるヒアリングで終わる危険性があります。

子ども基本法が定める「子どもの最善の利益」の保障とは、子どもと大人が共に議論する場を確保し、子どもの意見を尊重しつつ、その成長にとって何が最善かという観点から合意形成を図るプロセスを指します。

例えば、子どもがデジタル化を望んだとしても、それをそのまま推進するのではなく、子どもたちの健やかな育ちの中で何が一番良いかを議論し、より良い結論に至ることが重要です。現在、行政が「声を聞いたからよし」とする建前論に陥る事例が危惧されています。計画策定にあたり、「子ども真ん中社会」の本質を見失うことなく、この視点を堅持していただきたく思います。

(事務局)

ありがとうございます。ご指摘いただいた視点を踏まえ、計画策定時に検討いたします。

(G委員)

感想を交えて意見を述べます。読書に費やせる子どもの時間は、スマートフォンやゲーム、動画視聴などの影響で減少傾向にあり、不読率にも関連していると考えられます。子どもたちに実際に本を手にとってもらうためには、県立図書館だけでなく、市立図書館や学校図書館との連携が重要となります。

また、県立図書館で実施されている「おはなし会」は良好な取り組みですが、子どもたちが人気シリーズ(例:ゾロリ)を読んだ後、次の読書へ繋がるコンテンツ(ヤングアダルト、ライトノベル等)への橋渡しが課題です。この点について、特に学校教育に携わる先生方のご意見も伺いたいと考えます。

(A委員)

他に何かご意見等ございますでしょうか。

(B委員)

我々は今、「子どもの脳の育ちと読書」に関する研修会を計画しているところであり、AIの問題も含め、子どもの健全な育ちを考慮しています。最近、図書館を知らない子どもが増加しているという話を聞きました。これは親世代が図書館に連れて行かないことに起因し、不読率の増加にも繋がりがねません。

また、欧州ではデジタル化教育から紙の教育への回帰が見られる中、日本では依然としてデジタル化が推進されています。今後、学校教育における読書は極めて重要となり、家庭に頼るのではなく、学校内で読書時間を確保する必要性が高まっています。読書は前頭葉の発達など様々な面に関わってくるため、慎重に推進していくべきです。

(A委員)

事務局から我々への依頼事項について確認します。我々は、後日送付される基本計画案を拝見し、気づいた点があれば生涯学習課にご意見を提出するというのでしょうか。基本的な計画策定作業は、生涯学習課が中心となって進めているという認識でよろしいですか。

(事務局)

はい。

(A委員)

細かい点ですが、本協議会委員は、子ども読書推進計画に関して、単に助言を求められている立場なのか、あるいは当該計画の中で制度的な位置づけがあるのか、確認を求めます。

(事務局)

計画策定における本協議会の位置づけについて、法令上の設置義務はございません。しかし、要項の整理上、子ども読書活動推進計画の策定に関して意見を聴取する場を持つこととしております。その役割を図書館協議会の皆様に代えさせていただき、委員の皆様方からご意見をい

ただ形としております。

(A委員)

計画策定における本協議会の位置づけについて、「作ったので協議会の皆さんもご覧ください」という形式ではなく、より正式な位置づけであるとの認識です。その位置づけに関して、特定の名称や要項的な規定はあるのでしょうか。また、我々は図書館協議会委員としての役割で意見を述べるのか、それとも別の役割としてなのか、改めて確認させてください。

(事務局)

制度上の正式な位置づけはございませんが、「いばらき子ども読書活動推進会議設置要項」がございます。この要項では、推進会議の構成員を学校教育・社会教育関係者および学識経験者等をもって組織すると定めております。また、要項には「同じ構成員を持つ他の会議に代えることができる」という規定があるため、本図書館協議会をもってその役割を担っていただく整理としております。

(A委員)

整理しますと、我々の立場はあくまで協議会委員であり、その上で子ども読書推進計画策定への協力という新たな役割が付与されたと理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

計画策定の作業は生涯学習課が中心となりますが、原案作成段階では、教育委員会の義務教育課、高校教育課、特別支援教育課など学校教育の担当者、および図書館職員でワーキングチームを組織します。そこで作成された原案について、今回の協議会委員の皆様からは学識経験者からの意見として参考意見を聴取する形式となります。この形式は設置要項に明確な規定はありませんが、本協議会を意見聴取の場として開催したいという趣旨でございます。

(A委員)

事務局の説明は、図書館協議会を活用して意見聴取を行うという認識でよろしいでしょうか。これにより、本協議会には二つのミッションが重なっていることとなります。正式には、図書館協議会のメンバーとして推進計画の意見を申し上げる役割を委託された、という認識で進めます。特に学校教育等、読書に関わる現場の皆様のご意見は貴重です。本日は、資料をご覧いただき、率直なご意見をいただければと思います。

(D委員)

現行の第四次推進計画に記載されている「みんなにすすめたい一冊の本」という取り組みについて意見を述べます。現在、特別支援学校の現場では教室不足で図書室が転用されるなどの課題がある中でも、各学校が図書コーナーの設置、読書時間の確保、読み聞かせボランティアの活用などにより、読書活動の維持に積極的に取り組んでいます。

この「みんなにすすめたい一冊の本」の取り組みは、3年間で300冊を読む生徒が出るなど、子どもたちや保護者にとって大きな励みとなっており、知事賞などの大きな賞の受賞にも繋がっています。計画に記載されているこの事業が継続されることを期待し、今後もこのような機

会を活用して、子どもたちが本に触れる機会を大切にしたいと考えます。

(A委員)

学校教育の現場でどのような活動が行われているのか、子どもが卒業すると把握が困難になります。子どもの定義は18歳以下であり、高校生も含まれます。この点に関して、さらに情報提供を求めたいと思います。

(C委員)

小中学校から進級するにつれて読書離れが進行している状況が見られます。高校では、一日の学校図書館の貸出件数が数冊という現状に対し、授業等で活用することで、意図的に紙の図書に触れる機会を設けています。高校において図書館の必要性が特に感じられるのは、やはり探究活動に関してであり、そういった場で図書館の活用を推進していく流れを作りたいと考えています。しかし、そこは未開発な部分が多く、学校図書館と探究活動をどのように繋げていくかが、現場としての現在の課題です。多くの学校がこの課題について検討していると思います。

(E委員)

私の所属する水戸市では、今年度から水戸市図書館基本計画に子どもの読書活動を含めて策定しました。意見として、「子ども」の定義が18歳以下であり、乳幼児から高校生まで幅広い層を網羅することの困難さがあります。

乳幼児向けの活動（親子での読み聞かせ等）においては、保育所への入所児童増加の影響等により、事業への参加者が減少傾向にあり、参加人数が0人となる事例も発生しています。また、学校現場での読書活動も期待されますが、教員の働き方改革の影響等もあり、読書時間の確保が困難になっているという話も聞かれます。時代の変化に伴い、子どもの読書活動の推進には、一層の工夫が必要になると考えます。

(G委員)

市立図書館および県立図書館の子ども図書室には、ヤングアダルト（YA）コーナーが設置されています。これは、子ども図書室を卒業した層に対し、次の読書への橋渡しとして機能するグッドプラクティスであると考えます。特に、特定の人気シリーズ（例：ゾロリ）を読み終えた後、次の段階の読書へ円滑に移行できるような繋がりを期待します。

(A委員)

「読書」の定義は人によって異なり、何をもって読書とするかが曖昧であるという調査結果があります。文部科学省の計画においても、「不読率」や「読書」について明確な定義なく用語が用いられている現状です。

現代において読書のあり方は非常に多様化しており、特にオーディオブックのように、文字を読むだけでなく「文字を聞く」という行為も普及しています。アメリカなどでは、図書館や民間サービスでデジタル音声資料の利用が広がっています。

今後の子どもたちが直面する多様な選択肢（文字を読む、音声で聞くなど）を考慮し、多様な営みを包含するような形で計画を策定すべきです。保守的な定義に縛られることなく、特別

支援教育の現場で顕著なように、多様な読書のあり方を計画の中に盛り込んでいただきたいと思います。

(議事進行)

この議題について他に意見はございませんか。

案の配布は、生涯学習課より10月に行われる予定でございます。

それでは、本日の協議は以上で終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

・次回の協議題、その他事務連絡について説明

(4) 閉会